

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	省令	平成	平成	省令	財務省告示	○
利	發行	振替	額最低	払込額	發行	用振替	の法律及	発行の根	号名称	条件等を次	とおり告	三十号	第三十号	債の発行等に
率	行価格	単位	面金額	額	方法	適の通	の根及び	そ拠記	とおり告	とおり告	示する。	年十月十一日	年九月十一日	関する省令
○	年	錢額	平	す額の	振	五十萬額	い募	振の以	社債	條九特	利付	利付	第六条第	二百八十七号
・	面成	なるの	記替	万四円	面に集	替適用	下へ平	債、	債第一法	年別回	付國庫	券(十年)	第十一項	の規定に基
一	金二。	整載法	円億	金よ取	機用	一振替	成十三年	株式等	會計	法律第二項	債券	(第三百四	利付	づき、
パ	額十九	數又は規	七百	額る	額を受	法」とい	年法律第	等の振替	に關する	法律第二十三	大	利付國債	利付	利付國債の發
セ	百九	倍は規	八百	で發行	けるもの	う。」の規	七十五號	に關する法	法律(平成	三号)	臣	券(十年)	三百四	利付國債の發
ン	年九月	の記定	十三	日本銀行	とし、その	定の規定	四十六	律(平成	四十	麻生	太郎	利付國債の發	利付國債の發	利付國債の發
ト	につき	金額によ	十三億	による募	とする。そ	と規定	四十六	四十六	四十六	太郎	太郎	利付國債の發	利付國債の發	利付國債の發
	百	よる振替	九千八百	集の取扱	のとし、そ	と規定	四十六	四十六	四十六	太郎	太郎	利付國債の發	利付國債の發	利付國債の發
	六	も額口座	六百六十	の取扱	とし、そ	と規定	四十六	四十六	四十六	太郎	太郎	利付國債の發	利付國債の發	利付國債の發
	十六	との金簿	円	と金簿	とし、そ	と規定	四十六	四十六	四十六	太郎	太郎	利付國債の發	利付國債の發	利付國債の發

十 十 十 十  
八 七 六 五